

## 鳥取県商工会青年部連合会 災害対策マニュアル

このマニュアルは、鳥取県商工会青年部連合会（以下「県青連」という）が災害発生時に迅速かつ円滑な支援活動を行うために必要な事項を定めるものである。

### I 災害への備え

#### (1) 情報収集および共有

県青連では、行政又は報道機関の発信する災害情報等の収集及び共有を行う。また、迅速な対応の妨げとなる情報の混乱を防ぐため、以下の注意事項を定める

- 個人での情報収集・発信等は自重し、身を守る行動を最優先とする。
- 個人による県青連又は青年部員への支援の呼びかけは混乱を招くばかりでなく、対策本部の活動・運用に重大な妨げとなる場合があるため行わないこと。また、個人に対する支援依頼があった場合は、対策本部に報告する。

#### (2) 災害対策マニュアルの整備および防災訓練の実施

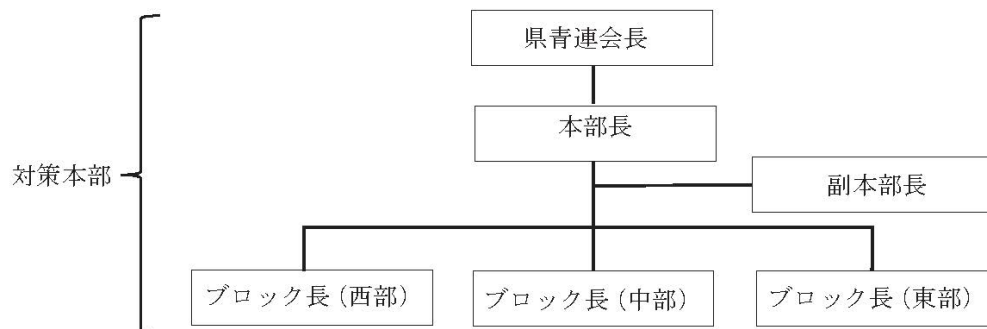
県青連は、災害対策マニュアルの見直しを随時行い、適切な運用を心がける。また防災訓練の実施、各単会の災害対策マニュアル整備の促進等による防災意識の向上を図るものとする。

### II 災害支援行動

#### (1) 対策本部の組織および編成

支援が必要な規模の災害（県内で最大震度6以上の地震、土砂・水災害等。以下「災害」という）の発生状況により必要な場合は、県青連会長の権限で、県青連会長を筆頭に以下の組織図のとおり対策本部を設置する。

会長は副会長の内から1名を対策本部長、残る2名を本部長を補佐する副本部長に任命する。



## (2) 対策本部会議

対策本部は、対策本部会議（状況把握・支援の検討及び実行）を行い、以下の事項について協議を行う。会議は、第1にリモート会議を利用し、状況を見て鳥取県商工会連合会館等での会議を開くものとする。

## (3) 被害報告・安否確認の要請

- ① 対策本部長は、災害が発生した地域において状況が落ち着いた時点(二次災害の恐れ等が無くなった段階)で、被害報告及び安否確認を要請する。
- ② 情報は、被災地域のブロック長が単会部長からの報告をとりまとめる。
- ③ 県青連会長は、初動で県外対応の可能性がある場合は、全国商工会青年部連合会（以下「全青連」という）に報告するものとする

## (4) 被災地への支援内容等

- ① 被災した会員青年部より支援の要請があった場合は、対策本部会議で協議の上、速やかに初動の支援を開始する。  
支援の方法については、別途定める。  
尚、初動の支援等とは、人的支援、物的支援、情報支援等とする。
- ② 迅速な支援が特に必要とされる場合は、対策本部で協議の上、初動支援に要する費用として自然災害引当金より、1災害あたり10万円を上限に支出することができる。  
支出の方法については、別途定める。  
**Ex)** 支援物資の購入 県連による購入又は被災者の支出を補填するなどが想定される
- ③ 自然災害引当金を利用した場合は、直後の役員会において報告するものとする。
- ④ 県青連での対処が困難な場合には、県青連会長より隣県の県青連および全青連へ要請するものとする。
- ⑤ 支援を行った案件については、支援の時期および場所、支援内容等を直後の役員会に報告するものとする。

## Ⅲ. 他県が被災地である場合の初動対応

### (1) 初動対応

他県において災害（災害区分：地震、水害、雪害、津波等）により被害が発生または、被害が出ると予想される場合は、全青連の対応を鑑み、状況に応じて役員会を開き、被害状況を把握するものとする。

### (2) 支援内容等

- ① 他の都道府県青連より支援の要請があった場合は、役員会で協議の上、県内商工会青年部に支援を要請するものとする。
- ② 迅速な支援が特に必要とされる場合は、役員会で協議の上、初動支援に要する物資の提供及び費用として、自然災害引当金より、1災害あたり10万円を上限に支出すること

ができる。

- ③ 支援の要請が多く、県青連内で対処が困難な場合には、役員会で協議の上、優先順位を決定し支援を開始する。